

大阪大学安全衛生管理施行規則

第1条 この規則において部局とは、附属図書館、各学部、各研究科、各附置研究所、各附属病院、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設、本部事務機構その他これらに相当する組織をいう。

第2条 大阪大学安全衛生管理規程(以下「規程」という。)第8条第3項の規定に基づき定める安全管理者の数は、次のとおりとする。

事業場の区分	安全管理者の数
豊中地区事業場	各部局ごとに1人
吹田地区事業場	
箕面地区事業場	
医学部附属病院・歯学部附属病院事業場	各附属病院ごとに1人

第3条 規程第10条第3項の規定に基づき定める衛生管理者の数は、次のとおりとする。

事業場の区分	衛生管理者の数
豊中地区事業場	8人以上
吹田地区事業場	7人以上
箕面地区事業場	5人以上
医学部附属病院・歯学部附属病院事業場	6人以上

- 2 前項の各事業場ごとに定める衛生管理者の数には、衛生工学衛生管理者の資格を有する者1人を含むものとする。
- 3 各部局は、衛生管理者の資格を有する者を少なくとも1人置き、衛生管理に関する職務を行わせるものとする。
- 4 次の各号に掲げる部局にあっては、衛生工学衛生管理者の資格を有する者を少なくとも1人置き、前項の衛生管理に関する職務のうち衛生工学に関する事項を管理させるものとする。
  - (1) 理工系及び医歯薬系の各学部及び各研究科
  - (2) 社会経済研究所を除く各附置研究所
  - (3) 各附属病院

第4条 規程第12条第3項の規定に基づき定める産業医の数は、次のとおりとする。

事業場の区分	産業医の数
豊中地区事業場	1人以上
吹田地区事業場	2人以上
箕面地区事業場	1人以上
医学部附属病院・歯学部附属病院事業場	2人以上

第5条 規程第15条第3項の規定に基づき定める作業主任者の数は、次のとおりとする。

作業の区分	作業主任者	作業主任者の数
ガス溶接作業	ガス溶接作業主任者	各装置ごとに1人
ボイラー取扱作業	ボイラー取扱作業主任者	装置を置く各作業室ごとに1人
第1種圧力容器取扱作業	第1種圧力容器取扱作業主任者	
エックス線作業	エックス線作業主任者	各管理区域ごとに1人
ガンマ線透過写真撮影作業	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	
プレス機械作業	プレス機械作業主任者	装置5台ごとに1人
有機溶剤取扱作業	有機溶剤作業主任者	各作業室ごとに1人
特定化学物質取扱作業	特定化学物質作業主任者	各作業室ごとに1人

第6条 規程第30条の規定に基づき定める健康診断の項目は、次のとおりとする。

健康診断の区分	健康診断の項目
雇入時健康診断	労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第43条の規定に掲げる項目
一般定期健康診断	労働安全衛生規則第44条の規定に掲げる項目

特別健康診断	・電離放射線取扱業務従事者 電離放射線障害防止規則(昭和47年9月30日労働省令第41号)第56条の規定に掲げる項目
	・有機溶剤取扱業務従事者 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年9月30日労働省令第36号)第29条の規定に掲げる項目
	・特定化学物質取扱業務従事者 特定化学物質障害予防規則(昭和47年9月30日労働省令第39号)第39条の規定に掲げる項目
海外派遣労働者健康診断	労働安全衛生規則第45条2の規定に掲げる項目

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年2月23日から施行する。